東京医科歯科大学病院スポーツ医学診療センター規則

（平成２４年２月２日
規則第１８号）

（趣旨）

第１条　東京医科歯科大学病院スポーツ医学診療センター（以下「センター」という。）については、東京医科歯科大学病院規則（平成１６年規則第１０６号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（目的）

第２条　センターは、スポーツ傷害及び疾病に対する医学分野における集学的かつ先進的な検査、診断又は治療を実施し、先進医療技術の開発及び普及を行い、スポーツ医学研究の発展に寄与することを目的とする。

（職員及び職務）

第３条　センターに、次の職員を置く。

(1) センター長

(2) 副センター長

(3) 教員

(4) 技師長

(5) 主任

(6) 医療技術職員

(7) その他必要な職員

２　センター長は、大学院医歯学総合研究科又は本院に属する教授、准教授、講師（特任教員を含む）若しくは医療技術職員をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。

３　センター長は、病院長の命を受け、センターの管理運営に当たる。

４　副センター長は、大学院医歯学総合研究科又は本院に属する教員（特任教員を含む）若しくは医療技術職員をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。

５　副センター長は、センター長の職務を補佐する。

６　教員は、センター長の命を受け、業務を分掌する。

７　技師長は、センター長の命を受け、技術に関する業務を分掌する。

８　主任は、技師長の命を受け、業務を分掌する。

９　その他必要な職員は、センター長の命を受け、業務を分掌する。

（選考）

第４条　センター長及び副センター長の選考は、病院運営会議の議を経て、病院長が決定する。

２　センター長及び副センター長の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、センター長及び副センター長の任期の末日は、当該センター長及び副センター長を任命する病院長の任期の末日以前とする。

３　病院長は、センター長及び副センター長がその職務を十分に果たさず、病院運営に重大な支障をきたす場合には、病院運営会議の議を経て解任することができる。

４　センター長又は副センター長が任期の途中で欠けた場合の後任のセンター長及び副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

５　定年退職日が第２項の規定による任期の末日前であるセンター長及び副センター長の任期は、第２項の規定にかかわらず、当該定年退職日までとする。

６　前項の適用を受けた者の後任のセンター長及び副センター長の任期は、前任者に同項の規定の適用がないものとした場合の残任期間とする。

７　前条第１項に掲げる職員のうち、センター長、副センター長、技師長又は主任について、医療職員本給表（一）を適用する者を充てる場合は、国立大学法人東京医科歯科大学技術職員の役職に関する要項（平成２５年制定）を適用するものとする。

（部門）

第５条　センターに、次に掲げる組織を置く。

⑴ スポーツ外来部門（一般外来・専門外来）

⑵ スポーツ理学療法部門

２　前項各号の部門に長を置き、センターの教職員から病院長が指名する。

３　第１項各号の部門長の任期については、前条第２項から第６項までの規定を準用する。この場

合において、前条第２項から第６項までの規定中「センター長及び副センター長」とあるのは「部門長」と読み替えて準用するものとする。

４　部門長は、当該部門における業務を統括する。

（雑則）

第６条　スポーツ医学診療センターの運営等について、必要がある場合には、病院運営会議において審議する。

２　この規則に定めるもののほか、センターの業務の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（その他）

第７条　この規則の改廃は、病院運営会議の議を経るものとする。

附　則

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年８月１日規則第９０号）

この規則は、平成２５年８月１日から施行し、平成２５年６月１日から適用する。

附　則（平成２６年２月３日規則第４号）

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年６月１９日規則第４５号）

この規則は、平成２６年６月１９日から施行し、平成２６年５月１日から適用する。

附　則（平成２８年３月２４日規則第４３号）
この規則は、平成２８年４月１日から施行する。
附　則（平成２９年１２月２７日規則第１３９号）
この規則は、平成３０年１月１日から施行する。
附　則（平成３０年９月２０日規則第８６号）
この規則は、平成３０年９月２０日から施行し、平成３０年９月１日から適用する。
附　則（令和３年９月２２日規則第９３号）
この規則は、令和３年１０月１日から適用する。
附　則（令和４年１０月２７日規則第１５４号）
この規則は、令和４年１１月１日から適用する。